
特集：社会保障からみた教育

機会と教育との遭遇：
人生前半の社会保障政策のこれまでとこれから

荏谷 剛彦*

要 旨

「人生前半の社会保障としての教育」が政策として実行される場合に、そこにどのようなイデオロギーが入り込むのか。この論文では、社会保障としての教育の「これまで」をこのような視点から検討する。注目するのは、英国のブレア政権が目指した「教育、教育、教育」政策であり、その根幹となったイデオロギーとしてメリトクラシーの意味転換である。

ブレア政権の政策を紹介した上で、政策評価を行った報告書の知見をもとに、政策が期待された成果を挙げなかったことを示す。続いて教育機会の平等を社会の平等化の中核に置く思想の源泉とその変遷をアメリカの歴史を紐解くことで明らかにする。そこでは、教育機会の平等の強い概念規定が「子ども中心主義」とともに登場したこと、それが教育・学習の個人化・個別化を進めたことを確認する。最後に、学習の個人化・個別化の一層の徹底が社会保障としての教育の「これから」にどのような影響を与えるのかを考察する。

キーワード：ブレア政権、メリトクラシー、教育機会の平等、社会移動、学習の個人化・個別化

社会保障研究 2020, vol.5, no.3, pp.272-286.

Ⅰ 「教育、教育、教育」

1997年に行われた英国の総選挙に向け、その後「ニューレーバー」の名称が定着することになる労働党党首トニー・ブレアが、有名な演説を行った。「education, education, education」と称されることになる政策提言である。1996年に行われたスピーチからその一部を訳出した。

「新しい政府が優先する3つの政策が何かを私に尋ねてみてください。答えは、教育、教育、教育

です（拍手）。（中略）子どもたちのために根本的な改革と改善を行おうではありませんか。（中略）私はイギリスの公教育制度がとても優れ、魅力的であることを望んでいます。それによって私立と公立の学校間のアパルトヘイトを過去のものにしていこうではありませんか。この階級間格差を打破する以外に、私は21世紀の近代国家はありえないと信じています（拍手）。（中略）すべての国民の間に、達成とアスピレーションが満たされる。（中略）少数の勝者がすべてを取る国ではなく、私たち全員が勝者となる国にしていきましょう。そのことで何が起ころか。失業、犯罪、社会崩壊の

* オックスフォード大学

莫大なコスト、そのための増税。これらはみな間違っているし、国民の利益にもならない。生活保護費は、保守党政権下で2倍になりました。それでも貧困が増加しつづけています。働かない父親が働かない息子を生み、若者がドラッグに手を出し、学校を出ても仕事がないために絶望の墮落した文化を持つような社会は、どのような世界なのでしょう？別荘が売れる一方で、ホームレスが増え、歩いて通ることさえ恐怖を抱く通りが増えていく。それはどんな世界なのでしょう（拍手）。最高の教育、最高の仕事やスキルが少数の人にしか利用できない世界とはどんな世界なのでしょう。それは一部の人しか成功できない世界です。それは誰もが誇りに思える世界なのでしょう。（中略）一人ひとりが大切にされ、一人一人が自分の可能性を発揮する機会を与えられている社会、私たちが社会に貢献し、その社会が私たちに貢献してくれるような社会、時代遅れの偏見にではなく、人類共通の義務、つまり、私たち全員の生活を向上させるためにお互いが義務を負っているという信念に基づいた社会、機会の開かれた社会、責任を負うことを当然とする社会、私たちが働きかけるからこそ、社会もまた私たちに働き返す社会。将来歴史家は、それを「まっとうな社会 decent society」と呼び、英国における新しい時代の成果と呼ぶことになるでしょう。」〔Leader's speech, Blackpool 1996〕。

教育あるいは教育政策を軸にして、「まっとうな社会」への転換を図ることが、政策の要とされた。それというのも、優れた教育を提供することによって、「階級間格差」が打破され、「一人一人が自分の可能性を発揮する機会を与えられ」、それによって、貧困をはじめ莫大な社会的コストとなる「失業、犯罪、社会崩壊」といった社会問題の解決につながる。その要として「教育」の重視が訴えられたのである。それゆえ、狭義の教育政策に留まらず、広い意味での社会政策を含むものとして「教育、教育、教育」は唱えられた。

ブレア率いるニューレーバーの政策を支えたのが、「第三の道」であったことは周知の通りであ

る。その思想的バックボーンを担った社会学者アンソニー・ギデンズの『第三の道』では、旧来型の社会民主主義（福祉国家）の限界と、すでに世界を跋扈していたネオリベリズムが抱える矛盾との狭間で、そのいずれでもない「第三の道」こそが、「効率と公正の新たな同盟」（日本語訳の副題）あるいは「社会民主主義のリニューアル」（英語原本の副題の日本語訳）をもたらすと期待された。そして、この著書の中でも、「可能性の再分配 redistribution of possibilities」が重視され、それは「個々人の潜在能力をできる限り錬磨することが「結果」の再分配に置き換えられなければならない」とされた〔ギデンズ（1999）, p.171〕。ここでいう「可能性の再分配」の鍵となるのが教育であり、さらには「機会の開かれた社会」であった。

ブレアの「教育、教育、教育」演説に触れ、ギデンズは「第三の道」では、「可能性の再分配」をかなえるための教育への投資は、今日、政府が真っ先に手がけるべきことである」とニューレーバーの政策提言を補足する。そして「結果の平等」に固執してきた旧来型の福祉国家を転換するために、「生計費を直接支給するのではなく、できる限り人的資本（human capital）に投資」することを薦める。福祉国家に代わる「社会投資国家」の提言であった〔ギデンズ（1999）, pp.196-197〕。さらには、「第三の道の政治は、平等を包含（inclusion）、不平等を排除（exclusion）と定義する」として、貧困という「排除」の問題解決策として、「技能教育と職業訓練の改善」〔ギデンズ（1999）p.173, p.184〕を提言した。「福祉予算は、アメリカではなくヨーロッパの水準を維持すべきである」としながらも、「その用途はできる限り人的資本への投資に切り替えるべきである」と付け加える〔ギデンズ（1999）p.204〕。「教育、教育、教育」政策を思想的に支え正当化する論理（「福祉から労働へ」：労働党のスローガン〔山口（2005）, p.41〕）が、ここには明確に示されている。キーワード的に拾い上げれば、結果の平等から「機会の平等」への転換であり、機会から「排除」される人々の「人的資本への投資」を優先することで、効率と公正とを同時に追求する、リニューアルさ

れた「社会民主主義」の樹立を目指すことが、「第三の道」＝ニューレーバーの改革路線となったのである。まさに、教育を新たな福祉政策＝社会保障の要に位置づけ直す、思想的・政策的な転換点を示す事件であった¹⁾。

今から20年以上前の、しかも日本ではなくイギリスの教育＝社会政策の転換点に触れたのは、ここに示された政策言説およびそれを支える思想的な背景が、社会保障政策と教育との関係を検討する上で、日本においても有効な出発点になると考えるからである。グローバル化のもとで進む新自由主義的な経済を無視できない時代状況の下で、いかに「効率と公正」とともに達成するか、そのためにいかに人的資本に投資するか、さらにはその過程で生じ、あるいは拡大する不平等を解決する道をどのように探るか、等々——本特集の主題である「社会保障から見た教育」を論じる上で、さらにその「これまでとこれから」(著者に与えられたテーマ)を考察する上で、一つの重要な画期ともいえる「第三の道」的な社会政策と教育との遭遇を、本稿の冒頭で見ておくことに意味があると考えたのである。

社会保障の礎となり得る政策の中核に教育を据えることで、「人生前半の社会保障」というアイデアに思想的な根拠が与えられた。しかもそれは、効率と公正、経済成長と社会の平等化とを両立させようとした「教育、教育、教育」政策、すなわち、人的資本への投資拡大を通じて、新自由主義のもとでのグローバルな経済競争を勝ち抜くと同時に、国内的な不平等＝排除の問題の解決をも目指そうとする欲張った政策の登場でもあった。そして、教育を仲立ちに、この、けっしてその両立が容易ではない政策のもう一つの要となったのが、「社会移動social mobility」の促進であり、それを可能にする「開かれた機会」の実現であった。教育→機会の平等→社会移動という連鎖を政策の要におくことで、その実現が、経済的な競争力の確保、経済成長・技術革新の促進と同時に社会の平等化を達成しようとする、アクロバティックと

もいえる政策の組み合わせ(人生前半の社会保障としての教育)を理論的・思想的に支えたのである。

実際にブレア政権は、教育への公的投資を拡大していった。山口二郎の簡潔なまとめによれば、ブレア政権のもとで、教育予算は急拡大した〔山口(2005), p.49〕。保守党政権下の1997年までの18年間で教育予算の増加はわずか1.4%であったのに対し、労働党政権の8年間では年率4.4%で教育予算が増加したという。総額でも児童生徒一人あたりでも、1997年に比べ2倍近くに増えたというのだ(一人あたりでは約2500ポンドから約5000ポンドに〔山口(2005), p.49〕)。

保護者や家族への支援を含む幼児教育への公的支出についても大幅な拡大が行われた。1997年に9億ポンドだったのが、2008/9年度には23億7千ポンドへと2倍以上に増額された(ここでは4, 5歳児のみ対象の数字)。総額として幼児教育への公的支出は、1998年にはGDPの0.5%だったのが2013年までに0.8%へと拡大した。そこには、人生前半の、そのまた早い時期に不利なスタートを切らなければならない最も恵まれない家族や子どもへの支援(Sure Startプログラムを例にとれば、1997年の500万ポンドから2006年には14億ポンドに増額)も含まれた〔Social Mobility Commission(2017), p.19〕。教育→機会の平等→社会移動という連鎖のなかで、恵まれない環境に生まれ育った子どもたちへの「社会保障」としての政策——初期段階の教育における不平等の是正——にこれだけの公的資金が投下されることとなったのである。

II 英国における政策評価

主に2000年代以降のこのような政策の効果を評価するために、2010年に「社会移動委員会」という政府から独立した公的な諮問機関が作られた。「2010年ライフチャンス法」の求めに応じる形で設置されたこの第三者機関は、英国において社会

¹⁾ 公平を期せば、ギデンズは、著書『第三の道』の中で教育によって不平等を縮小できるかどうかについては懐疑的でもあった〔ギデンズ(1999), p.184〕。

移動の改善がどれだけ達成されたかを評価し、イングランドにおける社会移動を促進することを目的とした。諮問機関の名称に「社会移動」という、もともとは社会学の専門的な用語を冠した委員会が作られ、しかもその設置を義務づけた法的な根拠の名称にも、「ライフチャンス」というこれもまた社会学に発する用語が用いられた。こうした名前という、表層的な面だけ見ても、このほぼ20年間に及ぶ英国における社会政策の要に、教育→機会の平等→社会移動という連鎖が位置づけられていたことがわかる。

この諮問機関が2017年に提出したのが、『変化の時代：1997-2017年の社会移動に関する政府の政策評価 Time for change: An assessment of government policies on social mobility 1997-2017』という文書である。この報告書の「前書き」には次の表現が見られる〔Social Mobility Commission (2017), p.1〕。

「この20年間、歴代の政府は、より高いレベルの社会移動の追求を公共政策の崇高な目標の一つとしてきた。トニー・ブレアは1997年に、この政府には新たな理想と野心があると宣言した。それは、「国民一人一人に価値があるとされ、成功のためのチャンスを持ち、誰一人として自分の潜在的な能力を発達させる機会から排除されない、一つのまとまりをもった国」として英国を再構築することである」と述べた。それに続く、ゴードン・ブラウンも同じ考えを支持し、2007年に次のよう語った。「すべての人に最高のチャンスを与えたい。それが私の使命です。もし私たちがすべての人々の潜在能力を満たし、才能を開花させることができれば、イギリスは世界的な成功の物語となると確信している」。さらに、2010年の選挙の結果、首相に就任したデービッド・キャメロンは、「我々は、一つのまとまりを持った連合王国、すなわち一つの国家を代表する政党が組織する政府である。これが意味するのは、この国では誰にでもチャンスが与えられ、どのような出自であろうと、人生を最善のものとする機会が与えられている」と述べた。その後継者であるテレサ・メイも、英国を誰に対しても尽くすよ

うな国にしたいと言った上で、「機会と言うことであれば、少数の恵まれた人々の有利さを固定してはならない。誰に対しても、その出自によらず、才能がある限りどこまでも成功できるように全力で支援したい」と続けた。

過去20年間の歴代の首相（労働党も保守党も含む）の言辞を簡潔に紹介することで、「社会移動」の追求、すなわち、出自によらずチャンス＝機会を誰にでも与えることを政府の中心的な政策課題としてきたことを印象づけている。その上で、「これら重要な政治的な考え方が、実際にどれだけポジティブな結果を社会に生み出してきたかを問うことには意味がある」と、報告書の意義を表明する。そして、実際に本論に当たる各章では、さまざまな実証的な研究に基づいて、政策の効果についての評価が示される。

ここではこの報告書の全体像を紹介する余裕はない。それでも最小限の範囲で、本稿の議論にとって重要だと思われる知見を簡単に紹介しよう。

1 幼児教育

幼児教育については、初期段階の不平等や排除を取り除くためにすでに述べたように1997年以後膨大な公的資金が投下されることになった。それではその成果はどうか。例えば、5歳の時点でのリーディングと算数のテスト結果について、貧困地域（deprived counties）とそうでない地域との差について、2006年から2015年までの推移を見ると、差は5%ポイント縮まっていたが、それでもなお12%の差が残っていたと報告する〔Social Mobility Commission (2017), p.22〕。

親の子育てや家庭学習の支援のためのプログラム、前述のSure Startの効果についても、具体的な数値は上げられていないが、政策評価をした研究に言及して、おそらくは改善プログラムの質に問題がありほとんど効果はなかったと述べている。予算的には500万ポンドから14億ポンドへと桁違いの増額を示したにもかかわらず、それだけの効果が見られなかったというのである。その後、質改善のための政策変更が度々行われた。しかし、

幼児教育全体を通して、親の子育てへの関わりに改善は見られたものの、親の学歴による格差は依然大きく、2000年から2014年にかけてさらに拡大しているという調査結果が報告されている〔Social Mobility Commission (2017), p.26〕。

ここでは紹介できなかった数値による検証の結果をふまえ、「評価」とタイトルのついた節では、「初期段階の教育への何十億ポンドの投資が行われたことを考えると、この20年間の政策には失望を禁じ得ない。貧困家庭の子どもとより恵まれた家庭の子どもの格差（縮小—引用者注）への目立った影響は見られなかった」〔Social Mobility Commission (2017), p.84〕との評価を下している。その上で、社会サービスの量から質へと政策の力点を移すことを提言する。

2 学校教育

学校教育についても1990年代末からの予算増で、児童生徒あたり教育への公的投資がほぼ2倍となったことは先に触れた。この報告書では、その成果を測定するために、主に、貧困家庭の子ども（Free School Mealsの受給資格を持つ家庭の子ども）とそれ以外の子どもとの学力差に着目した報告が行われる。その結果によれば、小学校段階、すなわち5歳から7歳のキーステージ1と7歳から11歳までのキーステージ2においては、両者の差が縮小傾向にあることが示された〔Social Mobility Commission (2017), pp.34-35〕。しかし中等教育段階に至ると、両者の格差はなかなか縮小しないことが報告される。社会移動にとってより重要なのは、大学入学の際に参照されるAレベル試験の結果である。これについて報告書では、「Aレベルについては全体的にこの間の改善が見られず、貧困家庭の子どもの成績は極めて限定的な改善に留まり、両者の格差も22%ポイントのままで最小限の改善しか見られない」〔Social Mobility Commission (2017), p.36〕と評している。これらをふまえ、「評価」のセクションでは、「中等教育は生徒たちにとって鍵となる段階だが、Free School Mealsの受給資格を持つ家庭の子どもとそれ以外の子どもとのギャップは社会が受け入れら

れないほどの広がりを持ち、初等教育段階よりもはるかに拡大している。（中略）過去20年間に政府は有資格教員の増加に成功してきたが、今ではそうした教員たちを職場にとどめておくことに苦慮している。とりわけ、貧困地域の学校に、優れたリーダーを引きつけることは困難を極め、それが貧困地域の子どもたちから教育において成功できるチャンスを奪っている」〔Social Mobility Commission (2017), p.47〕と評価する。膨大な資金が投入され、教員の質や量の改善に努めたにもかかわらず、教育段階を上に行くに従って格差は縮小しにくくなる。初等教育段階での改善には意義があるものの、社会移動につながる「開かれた機会」の実現、それによる「階級間格差」の打破をめざした政策としては、目に見える成果を出しているとはいえなかった。

3 高等教育への進学機会

そのことを端的に示すのが高等教育への接近のチャンスである。報告書によれば、16歳から24歳の若者うち、フルタイムの教育を受けている割合は、1997年の35%から2017年には44%に大幅な増大を見た〔Social Mobility Commission (2017), p.50〕。19歳時点での高等教育進学資格を持つ若者の割合を見ても、Free School Mealsの受給資格を持つ家庭（貧困家庭）出身者の場合、2005年の19.9%から2016年には36.2%へと急拡大した。しかし、報告書は、こうした貧困家庭とそれ以外の家庭の格差の推移はこの15年間でほとんど改善していない（2%ポイントしか縮まらなかった）ことを指摘する〔Social Mobility Commission (2017), pp.50-51〕。さらに報告書では、高等教育機関への進学機会が急拡大したことを示しつつ、進学先がどれだけの選別的な（入学の難しい）大学であったかを検討している。その結果は、より選抜度の高い機関への進学機会は、貧困家庭出身者の場合、2006年の2.3%から2016年の3.6%へとわずかにしか高まっていなかった。高等教育機会の拡大は、こうした不利な家庭環境の出身者にとっては選抜度の低い機関への進学が多くを占めていたと言うことである（低い選抜度の機関への貧困家庭

出身者の進学率は、2006年の5.4%から2016年には9.1%へと顕著に増えていた。また中程度の選抜度の機関へは、3.5%から6.1%への拡大であった〔Social Mobility Commission (2017), pp.61-62〕。英国でも、どのような高等教育機関を修了するかが、その後のライフチャンスに影響することが知られている。その意味でも、高等教育機会の量的拡大が、そのまま社会的不平等の是正につながりにくいことが示された。

4 職業生活

「教育、教育、教育」の政策の目標は、教育を通じた職業生活の改善、あるいは職業面での不平等の解消にあった。その点で報告書は、20年間で人々の職業的スキルの改善が顕著にあったことに触れている。何らかの職業的な資格ないし高等教育の学位を全く持たない人々の割合は、1997年には18%であった。その割合が2004年には15%に、さらに2014年には9%にまで減少した。これは主に前述した高等教育の拡大に追うところが多かったが、同時に成人の職業スキルの改善を目指した政策の成果でもあると報告書は指摘する〔Social Mobility Commission (2017), p.72〕。

こうした職業スキルや資格の大幅な改善にもかかわらず、不平等の解消という点では、期待されたような成果は得られなかった。報告書では、高度なスキルが要求され報酬も恵まれている専門・管理職への参入において、親が専門・管理職以外の職業の人々のチャンスは2005年から2014年の間にわずか4%ポイントの増加しか見られなかったという。英国全体で、全職業の内このカテゴリーに属する人々が1997年の34%から2014年には42%へと拡大したのにもかかわらず、である〔Social Mobility Commission (2017), pp.76-77〕。ほかの証拠と併せて、報告書は、より一層の努力を政府に求める提言を行っている。「出自や生まれ育った地域によらず、だれにでもよりよい職業とキャリアの機会が利用可能になる」ことを保障するということである。専門職の雇用において、社会経済

的背景の多様性を優先すべきという提言でもある〔Social Mobility Commission (2017), p.85〕。

以上の要約からわかるように、1997年以後、労働党の政策を嚆矢に、教育政策を要においた教育＝社会政策は、投入された公的資金の大きさに比して、社会移動や「開かれた機会」という点では期待されたような成果を上げることができなかった²⁾。これだけでは「教育、教育、教育」政策の成否について断定はできない。しかし、例えば教育費を2倍に増やしても、その成果が限定的であったという英国の政策評価の結論は、「人生前半の社会保障」としての教育を考える上で、避けて通ることのできない厳しい結果を私たちに突きつける。

Ⅲ メリトクラシーの反転

教育を社会移動のための有力な道具と見なし、教育の機会の拡大・平等化を進めることで、効率と公正の両方を達成しようとする考え方自体は、実は、決して目新しいものではない。ニューレーバーが目指した「教育、教育、教育」に新しい点があるとするれば、経済のグローバル化が進み、サッチャー政権下ですでに新自由主義的な改革が実施され、その後も新自由主義とグローバル化を両輪とする社会変革の波が90年代末にはすでに先進国で大きな影響を持っていた。そのような時期に、効率と公正の両者を目指す政策を、教育を要として実現しようとしたところに、「第三の道」＝「ニューレーバー」の新しさがあったといえよう。

そこで、教育→機会の平等→社会移動という連鎖を支えた、この「第三の道」をさらに背後で支えたイデオロギーに注目する必要がある。それは「メリトクラシー」への信奉である。そのことがより明確になるのは、労働党政権が第二期目を目指して2001年2月に行ったブレア首相の演説である。その演説を紹介したIndependent紙には、「私は適者生存ではなく、メリトクラシーを求める」という見出しが踊った。その一部を紹介しよう。

²⁾ 残念ながら日本においては、これだけ明確に教育を社会政策の中心においた政策も、エビデンスをもとにした政策評価の報告もない。

「一つの国家として、我々はあまりに多くの人々のあまりに多くの才能 (talent) を無駄にしている。第二期の使命は、したがって、次のことでなければならない。すなわち、人々を縛り付けている障害を取り除き、本当の社会的上昇移動を作り出すこと、真に人々のメリットに基づき、そのすべてに価値を与える、開かれた社会を作り出すことである」(Independent, 2001, 2月9日付)と第二期政権の使命を示した。

さらに、社会ダーウィン主義の適者生存を否定しつつ、人々のメリットとタレントに応える、開かれた経済と社会を作り出すことが第二期のアジェンダであると目標を示した。具体的なゴールとして、2010年までに30歳以下の大学進学率を50%に引き上げること、さらには親の所得に応じて大学進学者の50%には授業料の負担を免除することを政策として掲げた。ただし、入学者のスタンダードを切り下げることなく、メリトクラティックな原則に基づく政策であることも同時に強調した。開かれた機会を強調した「教育、教育、教育」の第一期から、さらに一歩踏み込んで、人々のメリットとタレントを開花させ、それらを生かしつつ、公正な「機会の開かれた国the land of opportunity」を作り出す、それを「メリトクラシー」と呼んだのである。

同じ年の4ヶ月後、「メリトクラシー」という用語の生みの親であるイギリスの社会学者、マイケル・ヤングが『ガーディアン』紙に「メリトクラシーを打倒せよ」という見出しの寄稿をした。その袖見出しには、「40年前にこの言葉を生んだ著者がトニー・ブレアにこの言葉の差し止めを求める」とあった。短いが、ニューレーバーの政策をかつて労働党の支持者でもあったヤングが鋭く批判した論考である。そこには次の表現が示された。

「従来型の能力は、かつては多かれ少なかれ階級間で無作為に分配されていた。それが、いまでは、教育というエンジンによって、はるかに高度の一部に集中するようになった。教育という狭い範囲の価値観に従って、人々をふるいにかける仕

事に学校と大学を縛り付けることによって社会革命は達成された。驚くほど多くの資格と学位を自在に扱えるようになることで、教育は少数者に承認の印を押す。他方、7歳になるかどうかという若い年齢で、底辺に押しやられることで輝きを失う大多数の人々には、不承認の印を与えるようになった。新しい階級は、自分たち自身を再生産するための手段を手にし、しかもそれをほとんどほしきままに操ることができる。」[Young (2001)]。

旧来型の多様な能力に代わって、学校で評価される能力を基準に人々をふるいにかける。そうした狭義のメリットによって評価された少数者が自らを再生産する手段を手にすることで、社会の分断が「メリトクラシー」の名の下で進行していることを批判し、この言葉を労働党の政策から取り除くことを求めたのである。

ヤングの元の著書においては、メリトクラシーは社会のディストピアとして描かれていた。能力主義の徹底が社会の分断を引き起こすことを予言する著書でもあった。それを皮肉を込めて社会派のサイエンスフィクションとして出版されたのが *The rise of the meritocracy* [Young (1958)] であった。この悲観的・否定的な意味を担ったはずの同じ言葉が、ブレアの演説においては楽観的・肯定的な意味合いで使われていた。この意味の反転はどこで、そしてなぜ起きたのか。この問いには、社会保障政策と結びついて提出された「教育、教育、教育」政策の発展型が、肯定的な響きを持つ「メリトクラシー」の語に置き換わっていくことを可能にする、その論理の転換を明らかにする上で重要な意味が含まれている。それゆえ、この問いに答えることで、英国に限らず、日本を含む21世紀の先進国における「教育、教育、教育」政策の変異体variantsを理解する上でも、意味ある考察となるはずだ。

答えの鍵は、19世紀後半から20世紀初頭のアメリカ合衆国にある。「機会の開かれた国」、アメリカを経由することで、メリトクラシーの考え方がディストピアからユートピアへと——ほとんど無批判に——意味を逆転させた形で、その語の母国

に逆輸入された〔Kariya & Rappleye (2020)〕。いわば、メリトクラシーの「アメリカ化」を生んだ合衆国に特異な歴史の事情を見ることで、能力によるふるい分けを教育に収斂し、教育→機会の平等→社会移動という連鎖を疑うことなく自明の事柄として認めてきた、変異体を含む「教育、教育、教育」政策のイデオロギー的な特徴に迫ることができるのである。

Ⅳ アメリカというフィルター

アメリカの歴史に向かう前に、「人生前半の社会保障」の「これまで」を理解する上でのガイドラインとなる考察を挟んでおこう。

前述の通り、その亜種も含め「教育、教育、教育」政策の基盤を支える考え方は、教育→機会の平等→社会移動という連鎖への信頼である。そしてそのまた根幹に、ユートピア化され、学校教育に収斂されたメリトクラシーのイデオロギーがあったというのが、ここまでの議論である。だが、この、教育を主な舞台とするメリトクラシーが「教育、教育、教育」政策を支える思想として受け入れられるためには、教育と社会に関するいくつかの条件があるはずである。そのことに注意を向ける必要がある。第一に、教育可能性、いいかえれば教育という働きかけによって個人に変化を及ぼすことができるという信仰の存在である。個人のメリットや才能が、遺伝的影響を含む「出自」によって大きく規定され、その後の「教育」によっても変化させることが難しいという判断、すなわち教育可能性の否定ないしその限定的な認識が社会に広まっていれば、教育機会の平等化を社会・経済的平等化の主要因として認めることは難しくなる。機会の平等の要に教育を位置づけることを社会が承認し、その社会政策の中心に据えることを可能にするのは、教育の働きかけによる個人の変化の可能性への信頼であり、信仰である。

だが、教育可能性の信奉だけでは、教育→機会の平等→社会移動の連鎖はつながらぬ。第二に、当然のことながら、教育によって変化した結

果が、職業的な機会（社会経済的な資源獲得のチャンス）に結びつくという現実が出現し、それへの信頼が社会全体に広く行き渡るようにならない。すなわち、教育による社会移動という現象が肯定的に、あるいは正当（フェア）なものとして受け入れられ、可視的になるということである。

しかも第三に、教育が機会として認められ、職業的あるいは社会経済的な成功に結びつくことに加えて、教育機会の提供が、平等主義の系譜に位置づけられることも必要である。教育機会の平等化を社会の平等化と結びつけて考えるということである。今では当たり前に思われる「常識」だろうが、これら三つの条件がそろうことで、教育→機会の平等→社会移動の連鎖を根幹とする、「教育、教育、教育」政策、すなわち、「（人生前半における）社会保障としての教育」という思想が受け入れられるようになる。

しかし、すでに拙著『教育の世紀』（荻谷（2014＝2004））で詳しい分析を行ったように、これら3つの条件が満たされ、実際に政策を支える「生きる思想」として取り入れられるようになるのは、19世紀後半から20世紀初頭にかけてのアメリカ合衆国においてであった。ヨーロッパにおいても平等主義の思想や教育可能性についての思索はすでに啓蒙主義の流れのなかに見られたが、それが実際の教育「政策」として実現していくのは、旧世界ではなく、その旧弊から逃れることを建国以来の自負としたアメリカという共和国＝新世界においてであった。

ここではその詳細を紹介するだけの紙幅はないが、要点だけを指摘しておく。

1 教育可能性と知性平等主義

アメリカの初期の社会学者であり、20世紀初頭に多くの著書を著したレスター・フランク・ウォードは1906年の著作の中で、20世紀初頭まではびこっていた階級と知性との関係を「頑迷な誤謬」と呼び、次のような指摘を行った。

「ここでわれわれは、大きく重苦しい誤謬につ

きあたる。その誤謬は、世界観を構成するほど普遍的で根深いものである。その誤謬とは、社会の上層階級と下層階級の相違は、彼らの知性の容量——本質として備わっているもの、あらかじめ決まっていて、遺伝的にどうしようもないもの——の相違によるという見方である。この考えを支持するために、ありとあらゆる詭弁が弄されている。〕〔Ward (1906), p.96, 荻谷 (2014), p.112)〕。

「社会の下層といえども知的には上層階級と同じであるという前提は、おそらく大部分の人たちの驚くところのものであり、少なくともそれは完全な誤りであるとして、ほとんど全員一致で拒絶されるだろう。〕〔Ward (1906), p.96, 荻谷 (2014), p.112)〕。

この引用に明示されているように、20世紀のアメリカにおいてさえ、知性の差異を階級の差異と結びつけ、「本質として備わっているもの、あらかじめ決まっていて、遺伝的にどうしようもないもの」として見る見方が、「頑迷な誤謬」として、「世界観を構成するほど普遍的で根深く人々の認識に浸透していた。これに対し、教育を通じて知識が広く提供されれば、下層階級の出身者でも知性を磨くことはできる、とウォードは考えた。1883年に出版した著作では、「これまで国家は、知性の不平等が知識を獲得する手段の不平等に由来することを見て見ぬふりをしてきた」〔Ward, (1883), p.610〕と断じた。ここから、「知識を平等に分配することは、機会の平等をもたらす」〔Ward, (1883), p.539〕という、教育の機会平等を社会全体の機会の平等と結びつける「知性平等主義」の思想に到達した。

2 教育と職業

アメリカの歴史的な特異性は、こうした思想が思想だけに留まらず、世界に先駆けて無償制の公立学校を、こうした思想に導かれて作り出した点にある。

たしかに、義務教育制度を早期に成立させた国家としては、帝政プロイセンがあった。1717年の勅令による保護者への就学義務の制定である。し

かし、天野郁夫の研究によれば、「プロイセンの絶対君主たちのこうした努力は、一般民衆に教育による上昇移動の機会を与え、学校制度全体を一つの業績本位の選抜制度に変えることを目的としていたわけではない」〔天野 (1981), p.62〕。それに対し19世紀中頃から成立拡大していくアメリカの無償制の公立学校は、その制度確立・拡大の初期から、職業機会との結びつきを前提にしていた。

まずその一步として、無償制公立学校を設立することが、生産性の向上に結びつくという、その後の概念を用いれば人的資本への投資とそれがもたらす社会と個人への利益（収益）という論理が用いられたことに着目する。

後世、「アメリカ公立学校の父」と呼ばれた、ホレーズ・マンが主導した「コモン・スクール・ムーブメント」は、公的資金によって義務教育を無償化することが、社会全体の労働生産性を上げることが当初から強調した。とりわけ工業における生産性の向上にとって、労働者に教育を提供することが有益であることを義務教育の無償化＝税の投入を正当化する理由として用いた。そのための説得材料として、マンはマサチューセッツ州の工場経営者に調査を行い、初等レベルでの教育受けた労働者と受けていない労働者との違いについて尋ねた。その回答の一つをマンは次のように紹介する。

「普通学校教育が与える初歩的教育は、労働者として必要な技術、熟練の体得にとっても、あるいは市民的、社会的生活関係を考慮し重んじる上でも、欠くことのできないものであります。（中略）普通学校教育の利益を享受しなかった労働者は、その最低級の段階から上昇することはほとんどできなかったものであります。（中略）（自分の名前も書けない）最下級の29人の賃金と、同数の教育ある労働者の賃金は、後者が66%も高くなっている」〔マン (1960), pp.62-63〕。

こうした調査結果をふまえ、マンは次のように結論づけた。

「それら（の回答）は、教育が精神の革新者であり、また知力の増殖者であるだけでなく、また物質的富のもっとも多産な親であるということを示し、論争の余地なく、立証しているように見える。それゆえ、教育は、一国の富源の偉大な財産目録にたんに収録されるだけでなく、その目録の筆頭に位置する権利を有している。それは、もっとも公正でかつ榮譽あるものであるだけでなく、財産を蓄積するのに最も確実な手段である。」〔マン（1960）、p.77〕。

（初等段階でさえ）公教育の無償化は有益な人的投資であり、それは個人および社会の物質的な富＝収益をもたらすだけにとどまらず、「もっとも公正」で「確実な手段」だとみていたのである。同時代のヨーロッパの階級的な教育制度における初等の普及とは異なり、当初から教育は、社会的な上昇機会を提供する、有効で公正な制度だという意味づけを与えられていた。

このような意味づけを当初から与えられたアメリカの公教育は、ほぼ同じ時代に登場した「社会移動」という考え方＝社会現象の解釈と遭遇することとなる。アメリカの歴史学者であるクリストファー・ラッシュの見解によれば、この言葉が19世紀後半に世界で初めてアメリカに登場したという〔ラッシュ、（1997）〕。19世紀後半にアメリカは「フロンティア」（新しい開拓地）の消滅を経験する。そのことによって開拓＝土地の所有から職業的な成功へと「機会」の意味が変化した。それとほぼ同じ時期だというのだ。開拓時代にあっては、地理的・空間的な移動が土地（＝財産）取得という社会的地位の移動を可能にするを経験していたアメリカにとって、フロンティアの消滅後には職業的な成功が社会移動と結びつけられるようになる。しかも19世紀後半は、アメリカが産業化によって大きく産業構造を変化させる時代でもあった。旧大陸のような封建的身分制度もギルドなどの強力な職能団体もない新大陸でのこれらの歴史的変化が生じる中で、無償制公教育が確立していったのである。これらの変化がほぼ同時期に重なり合うことで、教育の機会→職業的成功

の機会＝社会移動の機会が結びついていった。あともうひとつ必要な条件は、これらの連鎖が平等主義と結びつけられることである。

3 機会の平等という平等主義

新大陸の「共和国」は、その独立宣言に「すべての人間は生まれながらにして平等であり、その創造主によって、生命、自由、および幸福の追求を含む不可侵の権利を与えられている」の表現があるように、建国の理念に平等主義を掲げた。自由と平等がアメリカの国是であることは論を待たない。要は、この平等をいかに実現するか、さらに自由といかに両立させるかという理想や思想を超えた問いである。

教育との関係で言えば、この平等主義は、19世紀半ばの「コモン・スクール・ムーブメント」のなかで「教育の平等」と結びつけられるようになる。再びマンを引くと、

「教育の平等と言うことは、共和政治の理想を実現する上で、他のすべての手段に比較して、最も重要なものであると言わなくてはならない。富裕者に対する衣食節制法、労働者に対する賃金強制引き上げ、あるいは、同一賃金の下での労働時間の短縮、商品に対する決定価格、これらはすべて教育の平等に比較すれば無力なものである。」〔マン（1960）、p.46〕。

共和国の理想実現にとって、教育の平等＝無償制のコモンスクールの設立が最重要の政策だとすることで、平等主義の具体化＝政策化を提唱したのである。これまでの検討をふまえれば、生産性の向上につながる教育を、無償でしかも階級による偏りもなく平等に、共通の学校＝コモンスクールを通じて提供する。このことは、経済的な利益を雇用主にも教育を受ける個人にも生む。だからこそ、社会の平等化にも貢献すると論理づけたのである。教育を職業機会と結びつく「機会」と見なし、社会移動の有力な手段と位置づけることで、教育の機会を平等化することが社会の平等化に結びつくという論理が教育無償化の当初から埋

め込まれていた、ということである。

しかも教育を機会と見なし、その機会の平等化を図ることを社会の平等化と結びつける考え方は、個人の自由の尊重と矛盾しない。個人の（選択の）自由を確保したまま、社会の平等化を実現する上で、教育を機会と見なすこと、その機会を平等にすることは、個人の社会移動の自由とも抵触しない。すでに19世紀の半ばの時点で、現在の私たちにもなじみのある、教育→機会の平等→社会移動の連鎖を根幹とする社会の平等化への接近がデザインされていたのである。しかも、マンの引用に見たように、教育機会の平等を進める政策は、「労働者に対する賃金強制引き上げ、あるいは、同一賃金の下での労働時間の短縮」よりも優先すべきだとされた。ほかの福祉政策より教育の平等を上位においたということでもある。

4 アメリカ的刻印：子ども中心主義と「教育機会の平等」

しかし、教育→機会の平等→社会移動の連鎖を社会的平等の根幹においただけでは、メリトクラシーの意味の反転は、20世紀末から21世紀初頭のイギリスにそうやすやすとは逆輸入されなかっただろう。ここまで見た連鎖の構築に加えて、もう一つのアメリカ的な価値の刻印が、ディストピアであったメリトクラシーをユートピアへと反転させる上で力となった、と考えることができるのだ。それは、個人の多様性を認めた上での「教育機会の平等」の実現という、多民族・多文化化をすでに遂げていた20世紀末のイギリスにとって有意味な、教育→機会の平等→社会移動の連鎖へのアメリカ的な付加価値であった。しかも、その種はすでに20世紀初頭のアメリカに埋め込まれていた。個人の（個性の）多様性を考慮に入れた「教育機会の平等」という理念である。この点を欠いていたら、ユートピア化したメリトクラシーは、社会の統合をも目指した「一つの国家」の実現としての「教育、教育、教育」と結びつけられることはなかっただろう。

教育を機会と見なし、その機会の平等化を推し進めようとしたアメリカの公立学校の歴史は、20

世紀に入ると、今度は中等教育レベルにまで拡張される。階級的な分岐＝分断を残したヨーロッパ型の中等教育とは全く異なる「ハイスクール」の発明である（荻谷2014, 3章参照）。しかし、中等教育レベルで「機会の平等」化を推し進めることには当初から困難が伴った。読み書きを中心とする基礎教育でよしとする初等教育との違いである。とりわけ、職業との結びつきにおいて、読み書きレベルの基礎段階では生じない問題と直面することとなる。教育の内容と職業とのつながりがより複雑になることで、一人一人の生徒が選択する進路との関係で、教育の意味が問われるようになったのである。

その詳細についてはここでは十分な展開はできない〔荻谷（2014）参照〕。しかし中等教育段階までを「機会の平等」に含めることで生じたアメリカ的な価値の発現には注目しておく必要がある。教育の適・不適を、学ぶ側の問題としてではなく、教える側＝学校の問題と見なす、近代教育の歴史の中での大転換と関係するからである。

アメリカの教育史家、ローレンス・クレミンは1955年に「アメリカ中等教育における革命：1893-1918」と題する論文を発表した。その中で、「子どもが学校に合わせる学校中心」の考え方から「学校が子どもに合わせる子ども中心」の考え方への大転換を唱えた青年心理学者、スタンレー・ホールに言及して次のように述べた。

「ホールの見解は、中等教育における機会の平等の意味を、根本的に変革する道を用意するものとなった。かつて中等学校の内容と目的がある程度明確に定義されていた時代には、そのように定義されていた中等教育を享受し、そこから利益を引き出すことのできるすべての人々の権利を意味していた。ところがいまでは、方程式の中で「所与」のものは一定の内容と目的を持った学校ではない。さまざまな背景とニーズをもった子どもたちが所与となったのである。いまでは機会の平等は、学校に何らかの価値あるものを受け取りに来るすべてのものの権利であり、学校はそれを提供する義務を負うこととなった。」〔Cremin, (1955),

p.303；荏谷（2014），pp.236-236】。

多様な子どもの背景やニーズに学校の側が応えるべきとする「子ども中心主義」の教育思想が、教育機会の平等の考え方と接合することとなったのである。

この20世紀初頭の「コペルニクスの回転」（学校中心から子ども中心へ）を経たことで、とりわけ中等教育は生徒の多様な背景やニーズに応じた多様化を進めていく。さらには初等教育を巻き込んで、子どもが教える内容や教え方に合わせるのではなく、教える内容や教え方を子どもに合わせる子ども中心主義が教育思想の中核を占めるようになる。それが行き着くところまで至ると、個々の子どもの多様性やニーズに合わせた教育の提供、すなわち学習の個人化＝個別化によって、個人に見合った教育を提供することが、教育機会の平等の考え方にも入り込んでくる。

それだけではない。子どもの背景や多様なニーズに学校が合わせるだけでなく、学校を超え、家庭にまで政府が介入することで多様な背景やニーズに個別に応えようとするにまで「機会の平等」は拡張されていく。この点を明確に指摘したのが、Brickの研究である。『教育機会概念の変遷』と題する博士論文の中で、Brickは社会学者、マーチン・トロウによる教育機会の概念区分に言寄せて次の指摘を行った。

「マーティン・トロウによれば、1890年から1940年の間に、平等な教育機会の概念に変化が起きたという。それは、弱い概念規定から強いそれへの変化であった。弱い概念規定は、教育機会の平等の伝統的な見方であるが、そこでは、知能を学業達成に、ひいてはその後のキャリアの達成に変換する際にハンディキャップとなりうる、生まれであるとか富であるといった外在的なあらゆる障害を取りのぞくことであった。この見方に立てば、知能は、ほぼ遺伝的に固定されているとされたとし、少なくともそのように扱われた。（それに対し）機会の平等のより強い概念規定は、知能をそれ自体達成されるものと見なし、知能の獲得の機

会を平等化することを要求する。これは、家族に（子どもの知能を発達させるだけの）能力がなかったり、無関心だったり、あるいは積極的に（能力の発達に）反対するような場合にあっては、子どもを助けようとコミットすることを指す。」〔Brick（1983），p.118〕。

その後、1960、70年代のアメリカで公民権運動を背景に、「偉大な社会」（ジョンソン大統領）実現のためにHead Start, Follow Through, Parent-Child Centers, Upward Bound等々の教育改革が進められていく。一人一人の子どもの背景とニーズに応じた多様な教育を提供すること、さらには家庭にまで公的な介入を行うこと——こうした教育の機会に関する「強い概念規定」という質的転換を伴って、教育機会の平等が位置づけられるようになっていった。

「子ども中心主義」という、現在の教育改革にまで連なる教育の思想的大転換を経ることで、教育機会の平等を求めるアメリカ的な考え方は、より肯定的なニュアンスを強めていったと考えることができる。就学前の家庭への支援を含め、多様な背景やニーズに見合った「機会」の提供である。しかも「子ども中心主義」という教育のロマンティズムをまとうことで、教育→機会の平等→社会移動の連鎖を支えるメリトクラシーの語にも、肯定的な響き加わったと見ることができる。ユートピアとしてイギリスに逆輸入されることとなった背景の一つと考えてよい〔Kariya & Rapple (2020) Chapter 1参照〕。

V これまでとこれから

子ども中心主義へと教育観が大転換したことを基礎に、強い概念規定が教育機会の平等に適用された。その結果、アメリカでは多様な背景とニーズに見合うよう、就学前の家庭への介入を含め、多様な教育を提供することが公教育に求められるようになった。冒頭で見たブレアの「教育、教育、教育」政策にも、この強い概念規定に基づく「教育機会の平等」政策が反映していたとみてよいだ

ろう。英国においても、多様な背景とニーズに合わせる「子ども中心主義」の教育思想がすでに広く浸透していたからである。しかも両国ともに、教育の個人化・個別化を進めてきた歴史を共有していた。

しかし、家庭支援を含め、多様な背景とニーズに合わせた教育を提供することが、社会保障の機能を備えた政策として成功するかどうかは、ここで見た実証研究で見える限り限定的だと言わざるを得ない。少なくとも、家庭的背景による相対的な格差を縮小することには、たとえ教育に巨額の投資をしたとしても多大な困難が伴う。本論で紹介した英国の政策評価報告書に見たとおりである。「教育、教育、教育」政策を、社会移動の促進を通じて社会の平等化につなげようとする政策としてその成果を見る限り、相対的な格差はなかなか縮まらないというのが21世紀の英国の経験である。

この経験は同時に、ユートピアとしてのメリトクラシーが期待通りの結果をもたらさないことを意味する。恵まれた家庭と恵まれない家庭出身の子どもの学力や、中等教育段階での学力や、さらにはどのような選抜度の大学に進学するかといった面での相対的格差の縮小が困難だからである。その意味で、ヤングの批判は的を射ていたといえるだろう。

しかも、個人が教育を終えた後に待ち受ける社会経済的な格差は、教育以外の要因によって大きく左右される。経済のグローバル化と新自由主義的なイデオロギーに影響された経済運営のもとで、多くの国が非正規雇用の拡大や、賃金や所得の格差拡大を経験した。そのような巨視的な変化に、教育政策がそれに抗うような影響を及ぼすことはいっそう困難である。したがって、雇用や所得における格差拡大を放置したままでは、「教育、教育、教育」政策の効果はますます限定的となる。教育における相対的な格差の是正が困難な上に、雇用や所得の面での格差拡大が進めば、教育の相対的格差は雇用や所得において絶対的格差につながっていく。メリトクラシーがディストピアに舞い戻ってしまうのである。

新自由主義的なイデオロギーが支配的なグロー

バル化した経済競争の下で、「第三の道」が目指したような旧来の給付型の福祉国家に代わる「社会投資国家」がモデルとされた。「効率と公正」を同時に達成するために、人的資本投資に社会保障の重点を移す。こうして、「福祉から労働へ」と舵を切った。しかし、皮肉なことに新自由主義的な枠組みを残したままの「教育、教育、教育」政策は、ヤングが的確に批判したように、「教育という狭い範囲の価値観に従って、人々をふるいにかける仕事に学校と大学を縛り付けること」によって、ディストピアとしてのメリトクラシーの実現に手を貸した。21世紀の英国をもとに検討した、人生前半の社会保障としての教育の「これまで」は、厳しい結果を私たちに突きつける。

それだけではない。子ども中心主義を巻き込んで転換を遂げた「教育機会の平等」は、学習の個別化・個人化という、これも新自由主義のもとでのメリトクラシーになじみやすい。徹底した教育の個人化・個別化を、多様な背景やニーズへの対応と等値すれば、個人化・個別化の結果は学習者個人が引き受けることとなる。しかも厄介なことに、子ども中心主義のロマンティシズムで糖衣された学習の個人化・個別化は、子どもひとりひとりのための教育をめざすものとしてポジティブに受け入れられやすい。AIやITCと結びつけて昨今広まりつつある学習の「個別最適化」は、この流れに棹さず流行である。だが、「教育という狭い範囲の価値観に従って、人々をふるいにかける」、そのふるいのかけ方が、AI、ICTと結びついた徹底した「個別最適化」に向かうとしたら、そのとき、人生前半の社会保障としての教育の「これから」はユートピアなのか、それともディストピアなのか。恵まれない家庭を社会が支援した後に子どもたちを待ち受ける「個別最適化」した学習の場としての学校は、子どもたちにとってユートピアとなるのかディストピアとなるのか。学習の「個別最適化」を進めることで、相対的格差は縮小できるのか、できないのか。あるいは逆に拡大することはないのか³⁾。徹底した「個別最適化」した学習が実現したとしても、相対的格差の解消ができないとすれば、教育→機会の平等→社会移動の

連鎖を前提とした「(人生前半における) 社会保障としての教育」には一定の制約をかけなければならないだろう。よりましな「これから」を展望するためには、それに代わる教育をとおした支援の意味を模索していく必要がある。教育における相対的格差の縮小を放棄するのではなく、それと同時にそれとは違う目標を探索する必要がある。人生の前半で何をいかに学ぶか、といったより本質的な問いを抜きに、社会保障としての教育の「これから」は構想できない。

参考文献

- Brick, B. H. (1983) *Changing Concepts of Educational Opportunity: A Comparison of the Views of Thomas Jefferson, Horace Mann, and John Dewey*, Ph.D. Dissertation, Texas A&M University, University Microfilms International.
- Cremin, L.A. (1955) "The revolution in American secondary education. 1893-1918" *Teachers College Record*, vol.56, No.6, pp.295-308.
- ギデンズ, A. (1999) 『第三の道：効率と公正の新たな同盟』, 佐和隆光訳, 日本経済新聞社。
- Independent, (2001), February 9; <https://www.independent.co.uk/voices/commentators/i-want-a-meritocracy-not-survival-of-the-fittest-5365602.html> (2020年9月25日最終確認)。
- 苅谷剛彦 (2014) 『教育の世紀 (増補版)』 筑摩書房。(初出は2004, 弘文堂)。
- Kariya, T. and Rappleye, J. (2020) *Education, Equality, and Meritocracy in a Global Age: the Japanese Approach*, Teachers College Press, Columbia University.
- Leader's speech, Blackpool (1996), BritishPoliticalSpeech, <http://www.britishpoliticalspeech.org/speech-archive.htm?speech=202> (2020年9月25日最終確認)。
- マン, H. (1960) 『民衆教育論』 久保義三訳, 明治図書 (原著は1841年に刊行)。
- ラッシュ, C. (1997) 『エリートの反逆』 森下伸也訳, 新曜社。
- Social Mobility Commission (2017), *Time for Change: An Assessment of Government Policy on Social Mobility 1997-2017*, https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/622214/Time_for_Change_report_-_An_assessment_of_government_policies_on_social_mobility_1997-2017.pdf (2020年9月25日最終確認)。
- 多喜弘文・松岡亮二 (2020) 「新型コロナ禍におけるオンライン教育と機会の不平等 —内閣府調査の個票データを用いた分析から—」 <https://t.co/G0Sh9d5qlc?amp=1> (2020年9月29日最終確認)。
- Young, M. (1958) *The rise of the meritocracy*, The themes and Hudson.
- (2001) "I want a meritocracy, not survival of the fittest" www.theguardian.com/politics/2001/jun/29/comment (2020年9月25日最終確認)。
- Ward, L.F. (1883) *Dynamic Sociology*, D. Appleton and Company.
- (1906) *Applied Sociology*, Ginn & Company.
- 山口二郎 (2005) 『ブレイク時代のイギリス』, 岩波書店。

(かりや・たけひこ)

³⁾ 喜多弘文と松岡亮二の研究によればコロナ禍のもとでのICTの教育利用には保護者の学歴などによる格差の存在が指摘されている [多喜・松岡 (2020)]。

Opportunity and Individualization of Learning

KARIYA Takehiko*

Abstract

What ideologies are underpinned in the policy of “education as social security for the first half of life” when it is implemented? This article examines the “past” of education policies as social security from this perspective. The focus will be on the ‘education, education, education’ policy announced and implemented by the Blair government in the UK, and the semantic shift in the meanings of meritocracy as the ideology that led and supported the policy.

After introducing premises of the Blair administration’s policies, by examining the report that evaluated effects of the policy, it is revealed that the policy overall did not achieve the expected results. This is followed by an historical discourse analysis on the ideology of meritocracy that placed equality of educational opportunity at the heart of social equalization in the United States. The analysis uncovers that a strong conceptual provision for equality of educational opportunity emerged in tandem with the “child-centred” pedagogical belief in accommodating education to individuals’ needs and that it promoted the personalization and individualization of teaching and learning in the US to attain their idealised equality of educational opportunity. Finally, it is argued how the further personalization and individualization of learning with full use of AI and ICT will affect the “future” of education as a social security policy in Japan.

Keywords : the Blair Administration, ‘Education, Education, Education’, Meritocracy, Equality of Educational Opportunity, Individualization of Learning

* Professor in the Sociology of Japanese Society Nissan Institute of Japanese Studies University of Oxford